

北海道公安委員会告示第112号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の運転免許取得者等教育をいう。以下同じ。）を行う者から次のとおり届出があった。

令和8年7月13日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

- 1 運転免許取得者等教育を行う者 一般財団法人静内地区交通安全協会
- 2 運転免許取得者等教育を行う施設の名称 静内総合自動車学校
- 3 変更に係る事項 代表者の氏名
 - (1) 変更前 岡崎 猛
 - (2) 変更後 名須川 一
- 4 変更年月日 令和8年5月29日